

A 1 過剰なスキンシップだけでなく、「おばさん」と言っただけでも“セクハラ”と解されることもあります。セクハラの基本は曖昧で、個人によって異なることに注意しなければなりません。男女雇用機会均等法では、セクハラ防止に関する必要な配慮を診療所側に義務づけています。セクハラ行為があった場合、加害者が刑事・民事上の法的責任を問われるだけでなく、診療所や管理者にも不法行為責任を問われることがあります。規則の整備だけでなく、セクハラ相談窓口の設置や迅速・適切な対応が求められます。